110429.129	－その他のもの	X			この品目に分類される原産品は、第1104.29号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号110429.121の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。
	2 米のもの				
110429.250	－政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	Xq1			
110429.290	－その他のもの	X			
	3 大麦又は裸麦のもの				
110429.410	－政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				